平成２４年（フ）第８８号
青森県五所川原市大字太刀打字馬繋67番地
債務者　花田　　均
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
　　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
神奈川県横須賀市長坂３丁目９番37号
債務者　小西　由紀
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
　　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２４５号
神奈川県横須賀市津久井３丁目２番16号　グリーンヒルセキフジ201
債務者　山本　一哉
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
　　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２５１号
神奈川県三浦市天神町20番３号
債務者　菊地　昭子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
　　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２５２号
神奈川県三浦市天神町６番24号
債務者　菊地　佳子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
　　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２５４号
神奈川県横須賀市久里浜台２丁目13番５号
債務者　梅澤　　清
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
　　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１６９号
山口市金古曽町１番９号
債務者　木村　　正
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
　　山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７３号
山口市湯田温泉４丁目４番32―201号　プレジデントⅡ
債務者　武田　　鑑
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
　　山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５４２号
愛知県海部郡大治町大字西條字苅屋橋96番地
債務者　柴田　恭子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８３号
和歌山市毛見1024番地の18
債務者　木村　朋子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３０８号
和歌山市六十谷322番地の１　ともえ荘１号
債務者　中井惠千子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３４６号
和歌山県紀の川市荒見1309番地645
債務者　平尾　太一
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３５２号
和歌山県有田郡広川町大字西広1235番地
債務者　山本　　豊
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３６８号
和歌山県海南市七山772番地19　七山団地３号棟634号
債務者　堀　惠美子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３１９号
北海道旭川市２条西４丁目１番７―215号　栄町ハイツ信和215
債務者　佐々木昭子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後１時10分
　　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４８号
北海道富良野市末広町12番24号　ハイツ末広５号室
債務者　遠藤　眞揮
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後１時10分
　　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６１号
北海道旭川市秋月２条２丁目１番５号
債務者　岩谷　英美
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後１時10分
　　旭川地方裁判所民事部